

人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案

人権委員会の組織等

内閣府

都道府県知事

中央人権委員会

地方人権委員会

所掌事務

- ・二以上の都道府県にわたる人権侵害又は全国的に重要な問題に係る人権侵害による被害の救済及び予防
- ・人権啓発、人権擁護運動の支援
- ・所掌事務に係る国際協力
- ・内閣総理大臣等への意見提出 (尊重義務あり。)

委嘱

指揮・監督

所掌事務

- ・都道府県における人権侵害による被害の救済及び予防
- ・人権啓発、人権擁護運動の支援
- ・人権擁護委員の委嘱等

組織等

- ・委員長及び委員 4名をもって組織
- ・議会の同意を得て知事が任命
- ・任期 3年

組織等

- ・内閣府の外局として設置
- ・委員長及び委員 6名をもって組織 (委員のうち3名は非常勤)
- ・両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命 (任命に当たっては男女の一方が3名未満とならないよう配慮するとともに、人権擁護団体又は人権侵害の被害者が含まれるよう配慮)
- ・任期 3年

人権擁護委員

事務局

職務

- ・啓発活動、人権擁護運動の推進
- ・人権に関する相談
- ・人権侵害に関する情報収集
- ・地方人権委員会の委任による一般調査、及び一般救済を図るための活動
- ・服務規程：地位の政党 政治目的利用の禁止、職務を公正に行なうのにふさわしくない団体の役職就任の禁止等

事務局

人権擁護委員協議会

任期等

- ・市町村長が推薦した者のうちから委嘱 (定数：1万人以下)
- ・非常勤、任期 3年
- ・報酬支給、実費弁償

都道府県人権擁護委員連合会